

## [事案 2024-235] 入院給付金支払等請求

・令和7年11月11日 和解成立

### <事案の概要>

告知義務違反を理由に契約が解除され、入院給付金が支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主な主張>

平成30年10月に契約した医療保険について、令和4年8月に平成30年7月の異常分娩（吸引分娩）の事実について告知がなかったとして、告知義務違反解除の通知を受けた。しかし、以下の理由により、本契約が有効であることを前提に令和6年2月の入院（急性化膿性扁桃炎）に係る給付金を支払ってほしい。また、慰謝料の支払いも求める。

- (1) 本契約申込前から募集人とやりとりをしており、募集人に対しては、平成30年7月の長男出産は吸引分娩による出産であると伝えていた。
- (2) 令和4年8月頃、募集人の言うままに告知補足書に署名した後、告知義務違反解除の通知が届いたが、募集人から同告知補足書の提出によって告知の件は解決したと説明され、保険料も毎月引き落とされていたので、本契約が解除されたとの認識はなかった。
- (3) 令和6年2月、扁桃炎で入院したため、夫が募集人に対し給付金請求について尋ねたところ、急に告知義務違反解除の話がなされた。募集人から、今解除すれば本契約を継続して保険金を請求するよりも多くお金がもらえるから解除した方が良いと誘導されたため、解除の書類（以下「確認書」）に署名したが、募集人から十分な説明を受けていれば契約継続を選択していた。
- (4) 保険会社に一連の経緯の説明を求めた際、保険会社から送付された書面（以下「報告書」）の経緯の説明欄に、募集人と募集人の上司が自宅へ訪問のうえ、契約解除について説明したと記載されているが、そのような事実はなく、かかる記載は、募集人および募集人の上司の虚偽報告にもとづくものである。

### <保険会社の主な主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、本契約の申込手続前、出産のために入院したことを聞いた記憶はあるが、吸引分娩等告知が必要な異常分娩による入院とは聞いていない。仮に、申立人が募集人へ、吸引分娩のために入院していたことを口頭で伝えていたとしても、募集人は告知受領権を有しておらず、告知したことにはならない。
- (2) 令和4年10月に本契約について契約解除とすることを決定したものの、社内での連携不足により、令和6年3月に至るまで申立人に通知・案内がされなかった。なお、募集人は、告知の問題が解決した旨や本契約が継続している旨を申立人に伝えた経緯はない。
- (3) 確認書に関して、募集人が解除の選択を誘導した事実はない。
- (4) 報告書中の、募集人の上司と募集人が訪問のうえ説明したとの点については誤りがあり、後日、申立人配偶者へお詫びした。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約申込時および解約時の

状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

## 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 保険会社は、令和4年8月に告知義務違反を理由とする解除通知を発送した後、必要な事務処理を行うことなく漫然と放置していたため、本契約の保険料支払はその後も継続し、給付金の請求および支払いがなされるなど有効に継続しているかのような外観が存在し続けていた。申立人と募集人においては、告知の問題は解消され契約は支障なく継続しているとの誤った認識をしており、かかる認識のもと申立人への対応を行っていた。
- (2) 確認書に関しては、保険会社の内規では、取り付けの際には募集人が上司とともに契約者本人に直接説明のうえ同意を得るべきものとされているところ、募集人および上司はこれを怠っており、申立人は、解除に同意するにあたり、保険会社から直接説明を受けることができなかった。
- (3) 保険会社は、報告書の中で、確認書の取り付けの経緯に関して、「募集人と上司が申立人に直接説明した」旨の事実と異なる記載をしており、募集人またはその上司が手続違背の確認書徴求であったことを隠すために、意図的に事実と異なる報告をしたのではないかとの疑念を抱かざるを得ない。